

※本記録は複数の傍聴者の速記録をもとに書き起こしているため、不正確な部分もあることをご了承ください。正確な記録は、市より後日発表される記録をご覧ください。また、言及のあった法令や関係資料を参照して書き起こしている箇所もあります。

本来は、質問、回答はある程度纏めて行われましたが、ここでは判り易くするため一問一答形式にして編集致しました。

平成29年第1回定例会 一般質問

中村 玲子 市議会議員（日本共産党）

「産業廃棄物処理施設について」の質問

< 1回目 >

答弁（高槻市都市創造部長）

Q1 建設場所の問題について。

建設を予定している場所は国道171号沿いの準工業地域で、その横には農地や住宅が広がっている。しかも、周辺には小学校、幼稚園、保育所など子どもの施設があり、住宅地もすぐ近くにある。準工業地域は、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進する地域である。このような地域に、環境の悪化を招きかねない産業廃棄物の処理施設を、しかも94トンという規模の焼却炉を建設することに対して、何の問題もないと考えているのか、答えていただきたい。

市に対してはまだ事前相談の状況だが、市の28の課が意見を出している。その意見に対して都市クリエイトは対応しているとしているが、市が出した意見の内容を答えていただきたい。

A1 計画されている敷地は工業系の用途地域であり、現在、施設の立地についての相談を受けている段階である。関係法令に準拠することはもとより、市民意見の十分な反映、災害に対する安全性の確保などを意見している。

Q2 環境の問題について。

住民の方は、産業廃棄物の処理で体によくないものが排出されるのではないかと、小さな子どもにどんな影響があるのかを一番心配されている。都市クリエイトの説明では、環境基準は守るとしている。しかし、ダイオキシン類等は環境基準のぎりぎりの数値まで排出される。

環境アセスは、本格アセスである環境影響評価を実施されるのか、ミニアセスの生活環境調査になるのか。その内容についても具体的にお答えいただきたい。

A2 環境アセスメントは、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業について、あらかじめ事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、事業について適正な環境配慮

を行うものである。事業の規模等によって、環境影響評価（本アセス）、生活影響環境評価（ミニアセス）のいずれかの評価になる。

本アセスの場合は、事前に専門家等による委員会において、大気質、騒音、振動、悪臭、水質などの調査項目、調査方法が検討され、その検討結果をもとに調査が行われる。ミニアセスにおいても、事業者が行った調査結果等について専門家の意見を聞くが、その期間や規模は本アセスと比べ小規模になることが通例である。

Q 3 住民合意の問題について。

五領地区のほとんどの自治会が反対されている。五領地区周辺の方、島本町の方、枚方市の方も風向きによっては影響があるのではと心配され、事業者に対して説明会を求められている。風の強さや方向によって、相当な距離まで影響が出るのではないかと。

灰垣議員と同じく20日に説明会に行ったが、事業者が住民に説明し納得してもらった姿勢が感じられなかった。それは、住民がどんなに反対しても建設計画を進めるという発言をされたからである。しかも、市は既にこの場所での建設を許可しているような、住民の方に誤解を与えるような説明をされていた。事業者は、地域に受け入れられる施設にしたいと説明されたが、その一方で、住民合意がなくても計画を進めるような発言をされている。これは、相容れない考え方ではないか。そういうところが事業者に対する住民の方々の不信となっている。これだけ多くの五領地区の住民や周辺の方が心配されている。住民の合意なくして建設計画を進めるべきではない。

20日の連合自治会の説明会は午後の部は1000人以上の方が来られ、説明を聞くことも、資料をもらうこともできなかった方が大勢いた。夜の部でも会場に入れず、300人前後の方が来られた。今後も、説明会では誤解を与えないように、正確な情報で説明するように、都市クリエイトに対して指導していただきたい。

現在、産業廃棄物焼却炉建設反対の署名を住民の方々が取られている。一か月あまりで二万人を超えている。市は署名に寄せられた住民の思いをどう受け止めているのか、お答えいただきたい。

A 3 地域の皆様への説明については、現在のところ、事前相談の段階であることを踏まえた説明となるよう、住民の皆様の意見に十分耳を傾けるよう事業者を指導するとともに、本市としても、貴重な市民の声として大切に受け止めていく。

< 2回目 >

答弁（高槻市都市創造部長）

Q 1 建設場所についての回答は、施設の立地についての相談を受けている段階とのことだが、事前相談の段階であってももう少し踏み込んで答弁していただきたい。高槻市がまちづくりの考え方を示した「総合戦略プラン」、「都市計画マスタープラン」などの観点からどうなの

か、お答えいただきたい。

総合戦略プランでは、新名神との関係で、「無秩序な開発を抑制し適切な土地利用への積極的な誘導を図ることにより、良好な住環境の確保と地域の活性化に取り組むことが必要」とされている。事業者は今回、大阪府内を中心に近畿一円から廃棄物を集めるとされている。建設予定地は、新名神のインターチェンジから出てきて、アクセス道路の高槻東道路を通り国道171号線までおりてくれば、本当に近くにある。そのようなことが起これば、良好な住環境の確保ではなく、住環境そのものが悪くなると思う。

都市計画マスタープランでは、高槻市を8つの地域に分けて、それぞれの特性と都市整備の方針を示している。高槻東地域については、新名神に伴い道路整備が進み、開発の機運が高まるとして、「無秩序な開発の抑制と計画的なまちづくりへの取組が必要」とされている。また、「まとまりのある優良な農地があり、これらを保全していくことが必要」、「河川と農地、集落が調和した、良好な田園風景が広がっており、これらの保全を図りつつ市民が自然に親しむ場としての活用が望まれます」と位置付けている。

これらは市の計画であり、高槻市には守る責任がある。

総合戦略プラン、都市計画マスタープランからも、この地域に産業廃棄物の焼却施設を建設することは適切とは言えない。すぐ近くには、小学校、保育所、幼稚園など子どもの施設が10か所ある場所である。そのような場所を高槻市は適切と考えているのか、問題があると考えているのか、お答えいただきたい。

事業者の事前相談に対して、市の意見として、市民意見の反映や災害の安全性の確保などを事業者意見として出しているという答弁だったが、災害時とは地震や浸水被害も入っているのか、お答えいただきたい。

A 1 建設場所について、事業者の計画されている敷地は工業系の用途地域であり、小学校、幼稚園から一定の距離があるため、事前相談として受けているところである。市の考え方は現時点でまとめていないが、地域の皆様のご意見や状況等を十分に踏まえ、判断することが重要であると考えている。

災害時の安全性に関しては、淀川破堤時の浸水被害はもとより、地震時の安全性確保についても意見を出している。

答弁（高槻市産業環境部長）

Q 2 環境アセスは、申請が出てから本格的に実施するのかが決まる。本格的な環境影響評価をやるのかどうかは、施設の炉の規模だけでなく、何をどのくらい燃やすのかによっても決まる場合がある。取り扱う廃棄物の量は事前相談で提出されているのか。

事業者は、説明会で特別管理産業廃棄物を取り扱うと説明している。普通の産業廃棄物とは異なる特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処理について、特別に決められたことはあるのか、お答えいただきたい。

事業者の説明資料に、取り扱う廃棄物は「主な営業目標品目」とあったが、何がどのくらいの量持ち込まれるのかわからない。一方で、排ガスの維持管理基準が書かれていた。排ガスは、燃やすものや量によってもその中身は変わると思われる。

建設されてからの環境調査の頻度とその方法をお答えいただきたい。

A 2 焼却処理を行う品目、処理量等を記載する廃棄物事前審査要綱に基づく事前審査申請書はまだ提出されていない。

特別管理産業廃棄物の収集、運搬については、生活環境にかかる被害が生じないようにすることや、他の廃棄物と区分することなど運搬容器についても定められている。また、それぞれの処理についても処理基準が決まっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物焼却施設の排ガスの測定方法及び測定頻度は、ダイオキシン類は年1回、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は6か月に1回、一酸化炭素は連続測定で、事業者が測定し記録することになっている。市はこれらを含め、法第19条に基づき、立入検査を年2回実施している。

Q 3 都市クリエイトには適切な指導を是非していただきたい。市民の声を大切に受け止めているとお答えいただいた。是非、市民の意見を大切にこの判断をしていただきたい。

産廃焼却炉対策協議会の方々が市長に提出された意見書には、自分たちが焼却炉建設に反対する理由などが24ページにわたって書かれている。ホームページにも掲載されている。その反対理由の主なものを紹介する。

第一に、焼却施設は1日24時間、年300日稼働し、1日に70台の産業廃棄物収集車が出入りする。第二に、焼却施設が稼働することで、周辺の環境（大気、水質、土壌、騒音など）は、悪くなることはあっても、善くなることはあり得ないことである。そのため、周辺住民は、周辺環境の悪化やそれによる健康被害及び生活上の不便、これらによる精神的負担に向き合わされることを強いられるようになる、と書かれている。また、環境基準が守られても、人体に有害な物質が排出されることは間違いなく、絶対に安全であるとか、子や孫の世代にも全く影響がないとは現在の科学技術をもってしても断言することはできない、と書かれている。

市に対して、自治会等から出されている要望等は何件あるのか、その主な内容と市の回答をお答えいただきたい。

A 3 住民の方からの要望、意見については、現時点では集計していないが、複数の部局に対し、多くの要望をいただいている。その内容は、子ども達の健康被害や農作物への影響などを心配し、建設に反対する声が多く寄せられている。市として市民の皆様の声には十分耳を傾けて対応していく。

< 3回目 >

建設場所については、市としてこれから地域の実情や状況や意見を踏まえて考え方をまとめるという答弁をされた。市民の意見を判断基準に是非していただきたい。

この地域に建設することは、市の計画からも地域の状況からも問題があると思う。隣接している内ヶ池は、市の計画でも整備し、きれいになっている。五領小学校、上牧小学校の三年生を対象に環境学習会も行われている。

高槻市は今までも環境を守るために色々な条例を作ってきた。2004年には「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」、2009年には「公害の防止及び環境の保全に関する条例」、2015年には大阪府内で初めて「林道管理条例」を、続いて「土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定し、高槻の山林に土砂を持ち込ませない対策もしてきた。ホテルやパチンコ屋を規制する条例も制定している。そういう点では、環境や住環境を守ることを本当に大事にされてきた。

榎田地域の山に土砂が持ち込まれるときにも、住民の皆様が反対され、自治会や実行組合の方が議会へも要望に来られ、がんばられたことが、議会や行政を動かしたと思う。

地域住民の皆さんの意見を踏まえ、是非、そういう点を判断基準にしていきたい。

環境問題については、特別管理産業廃棄物は、危険だからこそ取り扱いに対していろいろな決まりがあると思う。そういう危険なものを処理する施設が保育所や学校の近くでいいのかどうかは是非考えていただきたい。

五領の連合自治会に加盟していない自治会も対策協議会に参加され、一緒に反対したいと表明されている。子どもを心配するお父さん、お母さん、地域の方も、農家の方も今の環境を守りたい、この地域で住み続け、子育てをしたいという思いで動かれている。その思いを受けて、私たち議員も動かなければいけない。

市民と行政と議会が協力し、一緒に取り組むことが必要だと申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。